

幼稚園教諭等の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）

令和 8 年 ● 月 ● 日
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ
幼児教育作業部会

目次

はじめに	2
1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題	3
2. 今後の養成・採用・研修の方向性	5
(1) 幼稚園教諭等の養成について	6
＜「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する幼稚園教諭の基本的な考え方（全体像）＞	6
＜幼児教育の基本と指導等に関する科目及びこれに係る事項について＞	7
＜小学校教育との接続の重要性の観点＞	8
＜幼保の連携・整合性の向上の観点＞	9
＜教育実習（学校体験活動を含む）等について＞	10
＜その他の事項（免許法施行規則第 66 条の 6 の考え方を含む）＞	11
＜単位数の考え方＞	12
＜「強み専門性」に係る内容（20 単位程度）の考え方＞	13
＜その他＞	15
(2) 幼稚園教諭等の採用について	15
＜養成段階・養成前段階における採用につながる取組について＞	16
＜人材確保に向けた体制整備について＞	16
＜離職防止と復職の支援について＞	17
＜勤務環境の改善を通じた職の魅力の向上等について＞	18
(3) 幼稚園教諭等の研修について	19
＜総論＞	19
＜研修の実施体制について＞	19
＜研修の内容について＞	20
＜研修の実施手法について＞	21
(参考) 幼児教育の基本と指導等に関する科目「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方	

はじめに

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものである。また、その後の人生にも長期的な影響を及ぼすことが指摘されている¹中、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要である。幼児教育の根幹を担っているのは教師だが、近年、幼稚園教諭を取り巻く環境は様々に変化していることから、社会全体としても幼児教育の重要性への理解を深め、幼稚園教諭について人材の確保とその質の向上、ひいては入職経路の拡幅を同時かつ強力に推進していく必要がある。

令和6年12月、中央教育審議会に、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について諮問がなされた。この諮問を受け、教員養成部会において、社会の変化や学習指導要領等の改訂等も見据えた教職課程の在り方や、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方等について、基本的な考え方や論点整理が令和7年10月にとりまとめられた。

制度の更なる詳細については、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）及びワーキンググループの下に各作業部会が設置され、幼稚園教諭に係る養成・採用・研修については幼児教育作業部会（以下「当作業部会」という。）において審議を進めてきた。

当作業部会では、教員養成部会の論点整理及びワーキンググループにおける中間まとめ（令和8年1月）を基に、また教育課程部会教育課程企画特別部会幼児教育ワーキンググループにおける幼稚園教育要領等の改訂に向けたこれまでの議論も踏まえながら、計5回にわたり審議を重ねてきた。この議論のまとめでは、これからの時代に求められる幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方についてその方向性や取り組むべき方策等を段階ごとに提言する。

今後、ワーキンググループ及び教員養成部会において、本議論のまとめを踏まえて更なる検討が進められることを期待する。また、今後予定される教職課程コアカリキュラム等の見直しを見据えつつ、保育士資格との連携の観点からは、保育士養成課程等検討会においても、本議論のまとめも参考にしながら議論が進められることを期待する。

¹ 海外の研究では、学力や社会情緒面の成長、その後の健康や収入等にも長期的に影響を及ぼすことが指摘されている。

1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題

幼稚園教諭等の今後の養成・採用・研修の在り方を議論する前提として、幼稚園教諭等を取り巻く現状や固有の課題について、主に以下の点を確認した。

(総論)

- ・幼稚園の数が減少する一方で、社会のニーズに合わせる形で認定こども園の数が増加するなど、幼児教育施設において多様な設置者と施設類型が存在する。
- ・少子化や情報化、都市化、過疎化等の社会の変化を背景に、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において幼児が豊かな体験の機会を得る重要性が高まっている。
- ・これまでも小学校教育との接続が各地で実践されてきたが、幼児教育施設と小学校の温度差や、互いの教育に関する理解等が依然として課題²となっている。半数以上の園・校において、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない³。
- ・共働き世帯が増える中でいわゆる「預かり保育」が行われ、また0～2歳児を受け入れる幼稚園も増加している。引き続き、こども家庭庁や地方自治体の子育て関係部局等と連携した対応が必要である。
- ・障害のある幼児や外国にルーツのある幼児が増加しているなど、個別の様々な課題に対応していくことが必要である。

(養成について)

- ・幼稚園教諭は短期大学出身者（二種免許状）の割合が高いが、近年、四年制大学出身者（一種免許状）の割合も増えている⁴。また、免許状を取得できる短期大学の数や免許取得件数は、近年減少傾向⁵にあり、一層の担い手の

² 令和4年度～6年度文部科学省「幼保小の架け橋プログラム事業」における調査結果

³ 令和5年度「幼児教育実態調査」

⁴ 現職の幼稚園教諭の出身養成校の内訳について、四年制大学が約30%、短期大学が約66%（令和4年度「教員統計調査」）。新規幼稚園教諭免許状取得者のうち、一種（主として四年制大学）は約41%、二種は約58%（令和5年度「教員免許状授与件数等調査」）。また、教育職員免許法において、二種免許状の教師の一種免許状への上進の努力義務が規定されており、採用後に、在職年数と所定の単位を修得することにより、免許を上進する教師もいる。

⁵ 平成26年度から令和6年度にかけて、幼稚園免許が取得可能な大学数はほぼ横ばい（H26: 590→R6:

減少・不足が懸念される。

- ・現職の幼稚園教諭の保育士資格併有者は9割近い一方で、小学校免許状併有者は2割程度⁶。
- ・養成課程において、一定割合の学生が実習中に幼稚園への就職希望度が下がっている⁷。また、実習までに体験活動を含む幼稚園等での実践の機会に乏しく、幼児に関わる経験が少ないとの指摘もある。養成課程全体を通じて、教職の魅力を理解しつつ実践力を高めるための改善や工夫が必要。

(採用について)

- ・幼稚園教諭や保育士は他職種の平均に比べて有効求人倍率が極めて高く⁸、人材不足が深刻な状況であり、例えば、面接を受けると即採用になったというケースも多いとの指摘がある。
- ・学生の就職の観点では、免許状を取得しても幼稚園等に就職しない者も一定割合いる⁹。また、採用活動において学生が知りたかったものの得難かった情報として、職場の雰囲気や若手の仕事内容などが挙げられており¹⁰、就職までに職場の様子がイメージできないこと等が窺える。
- ・幼稚園は他職種に比べて早期離職者(30歳未満)の割合が高い¹¹。離職理由は様々であるが、結婚や出産を機に離職している者の割合が高い可能性がある¹²。他方で、結婚や出産以後も継続して働きたい者や再就職したい者の割合は高い¹³。

(研修について)

- ・幼稚園における国公私立の設置者の別や、他の幼児教育施設(認定こども園や保育所)もある中、研修の実施頻度にばらつきがある。研修実施者もそれ

582)であるが、その内訳として、一種免許状取得可能な大学数は増加(265→276)、二種免許状取得可能な大学数は減少(214→195)。都道府県別にみると、域内に1校しかないところもあれば、十数校存在するところもあり、地域的偏在がある(文部科学省調べ)。

免許取得件数(合計)については、平成28年度から令和6年度にかけて、H28: 53,010→R4: 36,854に減少(教員免許状取得状況等調査)。

⁶ 令和5年度「幼児教育実態調査」

⁷ 文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業」(令和4年度)調査結果

⁸ 全職種平均が1.14倍であるのに対し、幼稚園教諭は2.71倍(厚生労働省「職業安定業務統計」(令和6年))。

⁹ 幼稚園については、免許状を取得した者のうち、実際に幼稚園・認定こども園に就職するのは約28%であり、約7割はそれ以外に就職する(令和5年度「教員免許状取得状況調査」)。

¹⁰ 文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業」(令和4年度)調査結果

¹¹ 幼稚園教諭の30歳未満の離職者は約60%であり、他職種は、小学校約12%、中学校約11%、高等学校約15.1%(令和4年度「教員統計調査」)。

¹² 文部科学省委託事業「幼稚園の人材確保支援事業」(令和元年度)では、東京都私立幼稚園連合会の加盟園の設置者・園長等の約68名に調査し、教師の離職理由で最も多く挙げられたものが「結婚・出産」であった。

¹³ 文部科学省委託事業「幼稚園の人材確保支援の効果・課題に係る調査分析」報告書(令和元年度)

- ぞれ異なる。自治体における研修実施機関としても幼児教育センターの設置が進められてきたが、幼児教育センターの設置状況¹⁴や取組の差は大きい。
- ・園内研修の実施に当たっては、多くの幼児教育施設が研修時間の確保が課題と捉えている¹⁵。

2. 今後の養成・採用・研修の方向性

上記の現状や課題を踏まえ、今後の幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方に関して、以下のとおり提言する。

【全体的な方向性】

- 教員免許状全体に関するワーキンググループの中間まとめを踏まえ、養成段階で幼稚園教諭として学修する内容を再構造化し、「学び続ける教師としての基礎能力」を着実に育む。その上で、様々な今日的課題に対応するため、個人の関心等に応じた強みや専門性をもたせるとともに、小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有も促進する。これらを通じて、幼稚園教諭の人材の確保とその質の向上を強力的に推進していく。また、意欲を維持・向上させつつ円滑に採用につなげる工夫や、復職のルートも確保して人材不足に対応することが必要である。更に、研修内容の充実、アクセス性の向上等も図り、入職後も強みや専門性をさらに向上できる体制づくりが重要である。
- 幼稚園教諭等の資質能力の向上と人材確保を同時かつ強力的に推進するため、国は養成（前）から採用・研修に至るまで、関係団体（自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設）が連携した取組を推進すべき。

¹⁴ 令和5年度時点で、都道府県設置率は約77%、市町村設置率は約6%（令和5年度「幼児教育実態調査」）。

¹⁵ 文部科学省委託調査「幼児教育の好事例の収集・蓄積・活用に関する調査研究」（令和5年度）

（１）幼稚園教諭等の養成について

【今後の方向性】

＜「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する幼稚園教諭の基本的な考え方（全体像）＞

- 先述した近年の幼児教育を巡る動向や、幼稚園教育要領等の改訂に向けたこれまでの議論を踏まえ、幼児教育の実践に当たり基本となる事項を再構成するとともに、必要となる新たな内容を追加する。また、採用後の研修による効果的な修得も視野に入れ、全体として内容の精選を図る。
- 幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていくため、幼稚園等においては、幼稚園教育要領等に基づき、幼稚園教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」を基本としている。教職課程において、この基本に基づき必要な事項を着実に修得するため、幼児教育の基本と指導等に関する科目を設け、その中で「幼児教育の基本」を新たに位置付ける。併せて、指導等に関する内容を整理する。

更に、子供の発達とその連続性を踏まえた理解が必要であることから、他の様々な事項を学修する上で基盤となる「幼児理解の理論及び方法」等において0歳からを対象とする。
- また、ワーキンググループの中間まとめにおける「カリキュラムのデザイン原理」で示された、子供の学びの過程を中核にして「理論」と「実践」を統合する観点や、幼児教育の特徴である、自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする観点から、教育実習に限らず、教職課程全体を通じて体験的、実践的に学修する要素を織り込むことが期待される。
- さらに、幼稚園を取り巻く現状と課題について、先述のとおり幼児の直接的・具体的な体験の確保や、小学校教育との接続、障害のある幼児や外国にルーツのある幼児が増加していることなど、幼稚園は多岐に渡る困難な課題に直面している。これらに対応しつつ、幼児教育の質を向上させるためには、従来とほぼ同じ内容を学修した同質性の高い教師集団では対応が困難であり、

一方で、一人一人の教師が全てを理解、修得する全能的な教師を育成することは人材の量的確保の観点から現実的ではない。

このため、上記に対応できる様々な強みや専門性をもった多様な教師が、学校（幼稚園）内で互いに協力し合い、例えば、特定の分野・課題に対して強み専門性を持った教師が能力を発揮し、他の教師と協働することで、幼稚園等全体で円滑にその対応に当たり、「チームとしての学校」機能を高め、幼児教育の質全体を向上することを目指す。

- また、ワーキンググループの中間まとめにあるように、学生が身に付けたいと思う専門分野の学修に取り組みやすくするとともに、個々の教師がもつ強み専門性を他の教師と連携・協力し合って保育に生かすことが重要であることから、様々な事項において協働性の要素も織り込む。これは、保護者や小学校等関係機関と幼児教育の基本的な考え方や当該園の目標や方針等について共通理解を図っていく上でも重要な要素である。
- 後述の小学校教育との接続及び幼保の連携を推進するためにも、養成段階で小学校教諭や保育士等の免許・資格の併有を促進する観点をより一層重視する。

＜幼児教育の基本と指導等に関する科目及びこれに係る事項について＞

- 「幼児教育の基本と指導等に関する科目」（ワーキンググループにおける「領域の指導等に関する科目」を変更）に含めることが必要な事項として「幼児教育の基本」を新たに位置付ける。一方、養成校において教職課程を編成するうえで「幼児教育の基本」と他の事項を関連付けたり区別したりすることも重要となる。その際の参考となる考え方は以下のとおり。

幼児教育の基本と指導等に関する科目の「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

○事項「幼児教育の基本（環境を通じた教育及び小学校教育との接続を含む。）」

- ・ 環境を通して行う教育や遊びを通しての総合的な指導など、幼児教育の基本を学修する。
- ・ 幼児教育において育みたい資質・能力等について学修するとともに、それらを手掛かりとした小学校教育との接続についても学修する。

（次頁に続く）

○事項「保育の内容と方法及び技術」

- ・ 5領域のねらい及び内容と、それに基づく指導の方法及び技術を、一体として学修する。
- ・ 5領域のねらい及び内容については、各領域の全体を包括する総論も学修する。
- ・ 現行の学修内容に含まれていた教材及び情報機器の活用については、教材や情報機器の特徴のほか、直接的・具体的な体験を重視する幼児教育における留意点を十分に踏まえた活用法も含め、本事項において学修する。

○事項「各領域に関する専門的事項」

- ・ 各領域の指導に関して、より専門的に学修する。

○事項「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む）」

- ・ 現行での学修に加えて、「校種間の接続」について、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の観点では、小学校教育との円滑な接続のため、接続期の教育課程の編成の重要性についての理解を充実する。
- ・ 併せて、上記について、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校における合同研修の実施の意義や、幼稚園教諭・保育教諭・保育士・小学校教諭の交流、また園児・児童の交流の意義への理解も充実する。

＜小学校教育との接続の重要性の観点＞

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るに当たって、幼稚園等においては小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすることが重要である。また、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要である。
- このため、教育課程部会教育課程企画特別部会における論点整理や、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けた審議を

行う教育課程部会幼児教育ワーキンググループのこれまでの議論¹⁶を踏まえ、架け橋期のカリキュラム作成など小学校教育との接続を一層推進するため、「幼児教育の基本」を学修する際、小学校教育との接続を含めることを明確に位置付ける。同様に、「教育課程の意義及び編成の方法」において、校種間の接続の観点も明確に位置付ける。

- 小学校教育との接続は、幼稚園教諭のみならず、小学校教諭や保育士においても同様に理解することが必要である。このため、幼児教育施設及び小学校の教職員が効果的な教育実践に向けて協働して取り組めるよう、小学校教諭の教職課程や保育士養成課程においても、その趣旨や内容が盛り込まれることを期待する。

＜幼保の連携・整合性の向上の観点＞

- 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の告示改正に際し、一層の整合性を図ることが目指される中、今般の幼稚園教諭の教職課程の再構造化に併せて、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。
- 幼稚園においては、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めることが学校教育法第24条に定められている。また、教育課程部会教育課程企画特別部会幼児教育ワーキンググループ等において、家庭や地域との連携・支援の充実について議論が進められている。

このため、幼稚園教諭の養成段階においても家庭や地域との連携・支援の在り方について理解を深めることが重要であることから、家庭や地域との連携・支援に関する内容を新たに位置付ける。
- こども誰でも通園制度が令和8年度から全国で本格開始するなど、幼稚園においても0～2歳児を受け入れる機会が拡大している。このことから、満3歳児未満も念頭にした幼児の安全や健康の確保等に関する内容について、幼稚園教諭の養成課程で充実を図る。

¹⁶ 幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り、各園・校における架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等の取組も含め、円滑な接続を一層推進する方向性で検討している。

- 上記の家庭・地域との連携・支援や幼児の安全・健康の確保等については、現行の保育士の養成課程の中でも同様の内容を修得するよう教科目が整備されている。幼稚園教諭免許状と保育士資格の同時取得を目指す学生も多いことに鑑み、今般の見直しによって、双方の課程を履修する際に過度な負担とならないよう、配慮することが重要である。

＜教育実習（学校体験活動を含む）等について＞

- 教育実習の機会に加えて、日常的かつ継続的に幼稚園等に入り、幼児や教師らと直接触れ合う機会を設けることが、学生の理解と意欲を高める観点や、その後に円滑に幼稚園等に就職する観点から重要である。このため、養成段階の前半から、教育実習において必要とされていた5単位のうちの2単位を学校体験活動に充てることが考えられる。

また、幼児教育と小学校教育の接続の観点から、幼稚園教諭の養成課程で学修する学生が小学校での体験活動を行ったり、小学校教諭の養成課程で学修する学生が幼稚園等の体験活動を行ったりすることも期待される¹⁷。

これらの詳細については、小学校教諭の教職課程における教育実習等の事項とも関わるため、今後更なる検討が必要である。

- 教育実習の在り方について、特に短期大学生における幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方の免許状・資格の保有を目指す学生は、教育実習に加えて別途保育士養成課程での実習についても学修するが、こうした学生の実態や、実習をコーディネートする養成校の負担を考慮する必要があるとの指摘もある。

これについて、例えば、最終学年においてまとめて教育実習を行うのではなく、学校体験活動に係るカリキュラムを養成段階の前半に整備することや、そうした活動を連続した2週間とするのではなく、週1回の半期の授業の中に位置付けるなどの工夫が考えられる。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や相互の読み替えの可能性についても意見があったことから、その他の方策を含めて、保育士養成課程の制度を所管することも家庭庁と連携して検討する必要がある。

- 教育実習や学校体験活動は、単に幼稚園等を見る機会とするのではなく、養成校における学修と往還した効果的で実践的な学びとすることが肝要である。

¹⁷ このほか、他校種の課程の学生が幼児教育の実習をすることにより、幼児教育の重要性や幼児の発達を理解することで、一貫性のある教育の実践力を高める有用な機会となり得る。実際に、国立大学付属幼稚園では、理科や英語などを専攻する大学院生が幼稚園での実習を受け入れている事例がある。

この点、事前・事後指導だけでなく実習期間中の省察や指導なども有効と考えられる。一方で、受け入れる幼稚園等が確保できない課題や、受入れ先において実習や体験活動のねらいや趣旨が必ずしも理解されていなかったり、忙しさなどによって十分に対応できない課題が指摘される。自治体・養成校・幼稚園等が連携して学生の養成のために円滑に質の高い実習等の機会を提供することは地域の人材確保にも資することから、今後、関係機関が連携した実習等の円滑な実施に向けた具体的な指針を、国や後述のコンソーシアムが示すことが望ましい。

- また、教職課程外で幼児に触れる機会を充実する取組として、養成校が幼稚園等と連携してボランティア等の機会を提供している例もある。こうした機会についても、教職課程内の取組と組み合わせながら、実習前からの往還型の学修を充実させていくべき。

＜その他の事項（免許法施行規則第 66 条の 6 の考え方を含む）＞

- ワーキンググループの中間まとめにおいて、幼稚園教諭の養成課程で「各科目において含めるべき事項」に新たに位置付けられた各事項については、幼稚園教諭となる際にも必要な素養であると考えられるため、当作業部会としても必要な事項として含めるべきと考える。
- なお、「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」の事項について、仮に、教師個々人の責任として困難に耐える力を養うことのみを学修すると誤解されないよう配慮すべきとの指摘もあった。先述のとおり、他の事項と併せて、協働性を育みながら教師としての資質能力を高めることが重要であり、こうした観点を踏まえて今後のワーキンググループでの議論やコアカリキュラムの検討が進められることを期待する。
- 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目については、廃止しつつ必要な内容については教職課程に含める形での再構造化を検討する方針であるワーキンググループの中間まとめを踏まえ、体育と外国語コミュニケーションについては幼稚園教諭において下記のとおりとする。

○「体育」

→幼稚園教諭の特色に鑑み、事項に位置付けない。

○「外国語コミュニケーション」

→すべての幼稚園教諭に必要なかどうかという観点、また、強み専門性を別途個人ごとに伸ばすという教職課程全体の制度の見直しの方向性に鑑み、事項に位置付けない。

※ただし、外国にルーツのある幼児が増加していることを踏まえ、別途、「教育における多様性の包摂」という事項を位置付け、地域や養成校の特色に応じて、多文化理解等について学修する。

<単位数の考え方>

○ 以下の表のとおり、現行の一種免許状と二種免許状を統合して新たに設ける基礎的な免許状については、31～32 単位を目安にすることが考えられる。

○ 特に、幼稚園教諭免許状においては、短期大学生の取得が他の学校種に比して多い中、保育士資格に必要な内容と併せて履修する学生も多いことを踏まえ、見直しによって負担が増えることのないように配慮することが必要である。なお、短期大学においては、現行の幼稚園教職科目と保育士養成科目を着実に丁寧に履修させることに配慮し、3年の長期履修コースを設ける例もある。

また、四年制大学の学生においては、後述する強み専門性に係る内容も学修し、全体で51～52 単位を目安に幼稚園教諭の教職課程として、養成校の特色に応じてカリキュラムを整備する仕組みとする。

※ワーキンググループ中間まとめからの変更点を赤字

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
領域の指導等に関する科目 幼児教育の基本と指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ←保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ←教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・ 幼児教育の基本（環境を通じた教育及び小学校教育との接続を含む。） ・ 保育の内容と方法及び技術 ・ 各領域に関する専門的事項 ・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） 	12
教育及び幼児児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（2単位） ・ 教育における多様性の包摂 ・ 幼児理解の理論及び方法 ・ 家庭・地域との連携・支援、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能 	12 ～ 13
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位） 	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職実践演習 	2
合計単位（目安）		31 ～ 32
<p>※四年制大学の学生においては、強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し、合計で51～52単位</p>		

- 多くの養成校が小学校以上の教職課程や保育士の養成課程と併せてカリキュラムを編成していることを考慮する必要があるため、小学校作業部会や保育士養成課程等検討会の議論を踏まえつつ、それぞれの事項や教科目の教授内容の関係性を整理しながら、さらに具体的に各事項や単位数を精査していく。

＜「強み専門性」に係る内容（20単位程度）の考え方＞

- ワーキンググループの中間まとめに基づき、様々な今日的課題に対応するとともに学生が自らの関心等に応じて様々な強みや専門性をもつことができる枠組みについては、四年制大学は原則として必須としつつ、短期大学は任意¹⁸とすることが適当である。

¹⁸ 短期大学は、各学校の実情に応じて、強み専門性としての取組を行うことも可能であると考えられる。

- 幼稚園教諭の教職課程においては、幼稚園教諭として日々、保育の質を高めていく観点から、第一に基礎免許状の科目や事項（31～32単位）を深める学修を強み専門性として位置付けるべきである。

先述した「1. 幼稚園教諭等を取り巻く現状と主な課題」のとおり、課題は多岐に渡ることからその学修内容は様々考えられるが、例えば、基礎免許状に定める内容に加えて、幼児教育に関する理論や歴史、制度を学修しながら実践的な学修を充実させ、より深い幼児理解や発達の理解等に基づく幼児教育の実践を行うための、基礎能力を深化させる幼児教育の特定の専門性に関する学修を位置付けることが考えられる。

- また、今日的課題への対応として、例えば、先述した小学校教育との接続を見通した教育が全国的に十分に行われていないことに関して、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をより一層推進し、各幼児教育施設や小学校等で接続に係る取組を主導的に担う教師を輩出するため、幼稚園教諭免許状に含まれていない小学校教育に係る事項についての学修を位置付けることが考えられる。

更に、0～2歳児を受け入れる幼稚園も増加していることや、認定こども園の制度や保護者のニーズなどから、乳児保育等に関する学修を位置付けることも考えられる。

- それ以外の強み専門性として、例えば家庭や地域において、直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている観点や、障害のある幼児や外国にルーツのある幼児など様々な背景をもった幼児と向き合い、その保護者等と連携する観点からは、以下のような強み専門性をもつことも考えられる。

→特別支援関係、栄養教諭、中高の理科・音楽科・美術科等

公認心理師、社会福祉士、登録日本語教員等の資格の科目の一部

- 強み専門性に係る制度設計はワーキンググループにおいて引き続き議論されていることから、今後、上記の観点を含めたものとし、養成校の実態も念頭に、幼稚園教諭の強み専門性が高められるような制度となるように検討することを期待する。

併せて、小学校教諭や保育士の養成課程をもたない学科等がこれらの強み専門性に資する養成課程を整備しやすくする観点や、一般の学部学科（開放制）

(例えば、三年制や専攻科を置く短期大学や、強み・専門性の課程認定を受けたい短期大学など。)

が幼稚園教諭の養成課程を整備しやすくする観点から、他学部や大学間の連携などに取り組みやすい仕組みとし、それらを周知していくことも期待する。

<その他>

- 幼小の免許併有の観点では、教員免許状を有する場合に一定の教師の経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、隣接学校種の免許状の授与（隣接校種免許状）を受けることができる仕組みがある¹⁹。今般の一種と二種の基礎免許状への統合に併せて、更に幼小相互の併有が促進されるよう、検討が必要である。

同様に、既存の免許状を上位免許状に上進する仕組みについても、基礎免許状への統合に併せて、幼稚園教諭として今後どのような仕組みとするのか、更なる検討が必要である。

- また、幼保の免許・資格の併有の促進の観点でも、
 - ・ 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる経過措置（令和11年度末まで）
 - ・ 一定期間の勤務経験を評価することで、他方の免許状又は資格を取得するために修得が必要な単位数を軽減するという特例措置（令和11年度末まで。ただし、主幹保育教諭及び指導保育教諭については令和8年度末まで。）

が講じられている。先述のとおり、9割程度の職員は併有している状況で推移しているが、こうした特例措置の要件を満たして幼稚園教諭免許状の授与を希望する者が、期限内にすみやかに免許を取得できるよう、周知していくことも重要である。

（２）幼稚園教諭等の採用について

【今後の方向性】

¹⁹ 例えば、小学校教諭免許状を保持して、3年以上良好な勤務成績を収めていれば、幼稚園教諭二種免許状を取得するために大学において6単位の学修で授与を受けることが可能。幼稚園教諭免許状を保持して、3年以上良好な勤務成績を収めていれば、小学校二種免許状を取得するために大学において13単位の学修で授与を受けることが可能。

＜養成段階・養成前段階における採用につながる取組について＞

- 養成段階の学生が、養成課程で学びながら高い意欲を持ち続けて教師になるために、教育実習の機会に加えて、日常的かつ継続的に幼稚園等に入り、幼児や教師と直接触れ合う機会を設けることが重要である。例えば、養成校と幼稚園等が連携し、学生をボランティアとして教育活動に参画させたり、インターンシップとして養成課程の学修に位置付けたりする取組が考えられる。こうした取組が学生の意欲や理解の向上につながるほか、就職前の学生と幼稚園等のマッチング機能を果たし、更には就職後の離職防止にもつながり得ることから、地域ごとに養成校や幼稚園等が実践的な機会の充実に向けた取組を検討し、推進することが重要である。
- 養成校に入学する前の中学生・高校生等に対して幼児教育職の魅力の発信を行い、養成校への進学につながることも重要である。例えば、養成校と教育委員会、学校等が連携して中高生を対象とした出前授業（養成校教員や現役教職員の講師派遣等）を行ったり、オープンキャンパスにおける模擬授業（保育体験等）を実施したりすることによって、生徒やその教師、保護者に対しても職の魅力を発信する取組を各地で展開することが期待される。

＜人材確保に向けた体制整備について＞

- 上記の人材確保等につながる課題や取組は、養成前の段階、養成段階、そして採用段階と連動したものであることから、養成校のみで対応できるものではなく、地域ごとに自治体（教育委員会・首長部局）、養成校、関係団体や幼稚園等が連携して取り組むことが重要である。幼稚園教諭や保育士の人材不足の状況は深刻で喫緊の課題であることから、既にこうした取組を自治体が主導し、連携協議会（コンソーシアム）として恒常的な体制を構築し、幼稚園教諭と保育士の別を問わず一体的に人材確保に向けた取組を進めている事例もある。
- このように、地域で自治体、養成校、関係団体・機関等による連携協議会（コンソーシアム）等を構築し、魅力の発信から養成、採用（合同採用²⁰を含む）、定着に至る一連の課題解決を行う体制づくりを、国としても継続的に支援すべき。その際、高等教育行政においても地域の人材育成・アクセス確保を図る観点から「地域構想推進プラットフォーム」を構築するよう支援している中、上記連携協議会（コンソーシアム）等の関係者が各地域のプラットフォ

²⁰ 例えば、複数園、または地域が広域的に連携した合同採用の実施が考えられる。

ームに関わり、エッセンシャルワーカーである幼稚園教諭・保育士等の人材育成についても、積極的に議論されることが望ましい。

- こうした連携協議会の取組を進めるに当たっては、少子化の影響なども踏まえ、地域ごとに将来の出生人口等も見据えながら、各地域においてどの程度の幼稚園教諭・保育士等の人材が必要であるか、その人材の確保のためにどのような課題があるか等についてデータ分析やビジョンを共有しながら取り組むことが有効である。
- なお、これまで国においては事業を通じて、養成校を中心とした職の魅力向上の取組を支援してきたところであり、令和7年度中にその工夫事例や成果等についてポイント集としてまとめる予定である。こうした内容について、実際に自治体、養成校、幼稚園等において実践が図られるよう、国としても関係機関などと連携して普及啓発に取り組むべき。
- さらに、幼児教育そのものについて、教育の提供ではなく、預かりサービスの提供として受け取られるなど、社会における誤解もあることから、幼児教育の重要性や意義について広く理解が進むことが重要である。このため、質の高い幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等について、国としてエビデンスを整理し、分かりやすい周知や広報の更なる充実を図るなど、社会全体における理解を促進するべき。また、これらの取組や処遇改善の取組とも併せて、幼稚園教諭の社会的地位の向上も図るべき。

＜離職防止と復職の支援について＞

- 幼稚園教諭は子育て等により一旦離職するケースが多いものの、離職による人材・専門性の喪失は甚大であることから、設置者においては、安心して育児休業や子の看護休暇等を取得しやすくするための勤務環境の充実を行うなど離職を防ぐ工夫が不可欠である。また、ライフイベント明けに復職を望む場合もあることから、そうした者の円滑な復職を支援することも重要である。この点、求職者においては自ら希望する働き方に合った幼稚園等が分からないことやミスマッチ、また私立幼稚園においては有料職業紹介事業者等に対する高額な紹介手数料が負担になっていること等の課題が指摘されている。

こうした課題を解消し、幼稚園等において育休代替者の雇用など適時に必要

な人材を確保できるよう、また、復職希望者が円滑に復職・定着できるように、国は地方における公的な人材バンク²¹の体制整備への支援を進めるべき。

- 上記に関連して、保育士については「保育士・保育所支援センター」が法定化され、直接保育所等を訪問し、園の詳細な状況を把握しつつ、求職者への丁寧な相談対応を行う伴走支援の取組も進められている。幼稚園教諭においても同様の仕組みを構築できるよう、国や地方自治体において検討を進めることが望まれる。

その際、同センターは法律上、幼稚園教諭の職業紹介等は業務の対象となっていないものの、運用の範囲内において独自に幼稚園教諭を対象に活動している事例もあることを踏まえ、地域における中長期的で持続可能な支援・連携体制について課題を整理しつつ検討を進めるべき。なお、上記のコンソーシアム等を構築し、その地域の中で復職等の支援の在り方を検討することも考えられる。

- 復職に当たり、新たな知見やスキル等の不足について不安をもつ者も多いとの指摘がある。そのため、復職支援の際に事前研修等を実施することで、円滑な復帰および定着を支える視点も重要である。幼稚園教諭等への研修については、後述のとおり、幼児教育センターが中心的役割を果たしていることから、研修等における保育士・保育所支援センターと幼児教育センター等の適切な連携の在り方についても、地域の実情を踏まえつつ国において検討を進めるべき。地域においても、上記のコンソーシアム等を構築しながら、その地域の中で支援体制を具体的に検討することも考えられる。

<勤務環境の改善を通じた職の魅力の向上等について>

- 国においてこれまで取り組んできた実証事業を通じて、ICTを活用した業務効率化や勤務体制の見直しによる園務改善について様々な取組を支援し、令和7年度中にその工夫事例や成果等をポイント集としてまとめる予定である。こうした内容について、実際に幼稚園等において実践が図られるよう、国としても関係機関などと連携して普及啓発に取り組むべき。

また、幼稚園等においては、教職員が活用するためのICT環境の整備が十分でないとの指摘もある²²ことから、国は、幼稚園等におけるDXを推進し、

²¹ 公的な人材バンクにおいては、例えば市町村等に配置するコーディネーターが求職者（免許を保有する卒業生や離職者等）に対して相談対応を行いつつ、幼児教育施設への仲介やあっせんを行う伴走支援に取り組むことが考えられる。

²² 教職員用のタブレット又はPCの配備状況は、幼稚園では、公立は「1人1台程度」、私立は「複数台

教職員の ICT 環境整備をより一層支援すべき。

- 公立幼稚園においては教育委員会における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定とそれを踏まえた服務監督を適切に受けつつ、公立の小中学校等について積極的に取り組まれている「学校と教師の業務の3分類」²³ や学校運営協議会等での議論を踏まえた学校ごとの働き方改革を参考にしながら勤務環境の改善に向けた取組を推進することが考えられる。また、他の幼稚園等においても業務の整理を図りつつ、常勤の教師でなくとも対応が可能な業務については、外部人材や非常勤職員、ボランティア等の活用に向けた検討を幼稚園においても進めることが考えられる。その際、サプライティーチャーの仕組みを参考にすることも考えられる。

(3) 幼稚園教諭等の研修について

【今後の方向性】

<総論>

- 学び続ける教師による質の高い教職員集団を形成する上で、現職の教職員が研修を通じて更に強み専門性を伸ばしたり、最新の教育事情等を学び、継続して理論と実践を往還していくことは極めて重要である。
- 幼児教育施設には国公立の幼稚園があり、更に認定こども園、保育所があるが、これらに在園する全ての幼児が、その後に小学校に通うことを念頭に、学びの基盤となる幼児教育はもとより、幼児教育と小学校教育との接続を各幼児教育施設でしっかり実践できるよう、教職員への研修内容の充実とその体制づくりを推進することが重要である。

<研修の実施体制について>

- 研修体制について、都道府県においては、大学等の養成校、関係団体、公立幼稚園等の様々な知見やリソースなどと連携させつつ幼児教育センターが中

を共有」が、一番多く、幼保連携型認定こども園では、公立、私立ともに「複数台を共有」が、一番多い（令和5年度「幼児教育実態調査」）。

²³ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、従前の学校の業務について、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類したもの。

核となってネットワークを形成しながら、効果的・効率的に研修支援を進めるべき。その際、教員養成学部を有する国立大学及びその附属幼稚園は、教育課題に係る先進的な実践研究を行いその成果の普及等を図るなど重要な役割を果たしてきたことから、都道府県の幼児教育センターとともに、ネットワークにおいて共有するリソースを活用しながら域内での研修計画や育成指標、個別の研修の企画などの立案に携わっていくことが望まれる。さらに、大学院での専修免許状の取得を促しつつ、幼児教育アドバイザーの育成・資質能力の向上を図ることが期待される。

- 市町村においても幼児教育センターが中核となって関係機関とのネットワークを形成しながら、効果的・効率的に研修支援を進めることが重要である。このため、都道府県との関係も踏まえながら、国は市町村レベルでの幼児教育センターの設置等も促進すべき。市町村においては、単独で幼児教育センターを設置することが困難な場合、国の支援も活用し、広域的に連携することによって幼児教育センターや研修体制を構築することも検討すべき。
- 教職員の多忙により研修への参加が難しいことや、研修のみでは個々の教職員への悩み等の解決が難しいこと等もあるため、幼児教育センターの幼児教育アドバイザー等による園への訪問、助言の機会も重要である。近年、幼児教育アドバイザー等の訪問ニーズが高まっているため、当該取組を推進するため、大学の教員や附属幼稚園等の参画を得ながら幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター等を十分に育成・確保することが重要である。これらによって、国及び地方自治体は研修や相談対応の両面から教職員を支援すべき。
- これら研修の支援体制に唯一解はなく、地域ごとの体制の検討が必要だが、国や地方自治体においては、教育委員会が有する学校教育の専門的知見や、国公立幼稚園における実践の蓄積などを活かすとともに、研修の中核を担う存在として幼児教育センターや幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーター等の体制整備をより一層推進していく必要がある。

＜研修の内容について＞

- 採用権者、研修実施者（設置者）においては、幼稚園教諭等の一人一人が自らのキャリアを展望し、自身が何を学んだり、何が必要かを考えたりできるよう、研修計画や育成指標を策定・提示し、研修体系を整理することが重要

である。併せて、研修実施者はそのために必要な環境を整備することも重要である。一方、教師においては、そうした育成指標等も踏まえつつ、自らの興味・関心や伸ばしたい強み専門性などに基づきキャリアアップや資質能力の向上を図るなど学び続けることが重要である。これら研修実施者や教師に対して、幼児教育センターや関係団体等が連携して支援していくことが望まれる。

＜研修の実施手法について＞

- 対面の研修とオンラインの研修のそれぞれに良さがある。例えば、対面の研修は、教職員の気付きや振り返りを促したり、幼児教育施設での実践を意識した知見やスキルの獲得が期待できる。オンラインの研修は、最新の動向などの知識事項について、多くの参加者に効率的に伝達することができる。また、オンライン研修は幼児教育施設を離れられない教職員や、都市部以外（過疎地域を含む）の教職員が、比較的容易に参加しやすいメリットがある。このほか幼児教育施設間や周辺の小学校関係者と互いに実践を見合い、協議することで日々の教育の質を高める取組みも有用である。こうした研修形態に応じたメリットを勘案しつつ、研修内容や参加者の資質能力等に適した研修の在り方を、国において検討、整理すべき。
- 依然として教職員の多忙感などから対面の研修への参加が難しい状況にある園や教職員が多く存在することに鑑み、国は「サプライティーチャー」や先述の「人材バンク」の仕組みなど、一時的に園のサポートを行える人材を確保する体制の構築を進めるべき。
- オンラインの研修については、例えば教職員支援機構や大学の教員養成学部などにおいて有益な研修動画等のコンテンツを作成・配信しているところ、これらについて幼稚園等の教職員がよりスムーズにアクセスすることができるよう、国において地方自治体とも連携する仕組みや体制、周知の在り方を検討すべき。

(参考)幼児教育の基本と指導等に関する科目「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

現行

幼特有

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む)

幼特有

領域に関する専門的事項

改正案

幼特有

幼児教育の基本(環境を通じた教育及び小学校教育との接続を含む。)

- ・環境を通して行う教育や遊びを通しての総合的な指導など、幼児教育の基本を学修する事項としてはどうか。
- ・幼児教育において育みたい資質・能力等について学修するとともに、それらを手掛かりとした小学校教育との接続についても学修することとしてはどうか。

幼特有

保育の内容と方法及び技術

- ・5領域のねらい及び内容と、それに基づく指導の方法及び技術を、一体として学修する事項としてはどうか。
- ・各領域について学修するのみならず、全体を包括する総論についても学修することとしてはどうか。

幼特有

各領域に関する専門的事項

- ・各領域の指導に関して、より専門的に学修する事項としてはどうか。

幼・小・中・高等

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)

幼・小・中・高等

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む)

- ・「校種間連携」について、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の観点では、小学校教育との円滑な接続のため、**接続期の教育課程の編成の重要性についての理解**を充実してはどうか。
- ・併せて、上記について、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校における合同研修の実施の意義や、幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教諭の交流、また園児・児童の交流の意義への理解も充実してはどうか。